



2018年10月19日

「PRIDE指標2018」において 3年連続最高位の「ゴールド」を受賞

第一生命ホールディングス株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、企業内のLGBTなどの性的マイノリティ(以下、LGBT)に関する取組みの評価指標「PRIDE指標」における最高位「ゴールド」を3年連続で受賞しました。



当社グループでは、人財の「多様性(ダイバーシティ)」をお互い「包摂(インクルージョン)」することが、持続的成長を支える源であるとの考えのもと、ダイバーシティ&インクルージョン推進を経営戦略のひとつとして位置づけ、性別、年齢、国籍、人種、障がいの有無、性的指向、性自認、ライフスタイルなどにかかわらず多様な人財の活躍を推進しています。

そのなか、LGBTについては、「第一生命の人権宣言」において基本的な人権の尊重を明確に打ち出しているほか、研修、セミナーや社外イベントへの参加等による社員の理解促進や休暇制度・社宅の拡大適用など、LGBTフレンドリーな企業を目指した取組みを推進しています。

今後もLGBTへの理解促進に努め、LGBTフレンドリーな企業として、多様な個性が活躍できる風土を醸成していきます。

・お客さま向けの取組み

| | |
|---------|---|
| 保険金の受取人 | ご契約者さまが同性のパートナーを受取人とすることを希望された場合に、渋谷区にて発行される「パートナーシップ証明書」の写しの提出により、原則、同性パートナーを保険金の受取人に指定することについて、よりスムーズにお手続きできます。 |
|---------|---|

・社員向けの取組み

| | |
|---------------|--|
| LGBTに関する方針の策定 | 社員が遵守すべき方針(行動規範等)に「性的指向・性自認」を理由とする差別をしないことを明記しています。 |
| 情報提供の充実 | LGBTへの理解促進のための研修を全社員に向けて実施しています。 |
| 相談窓口の設置 | LGBTに関する相談窓口を設置し、個別相談に応じる体制を整備しています。 |
| 休暇制度の拡大適用 | 結婚・出産時等の休暇制度について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを配偶者と同様に休暇取得の対象とします。 |
| 社宅貸与基準の拡大適用 | 社宅付与の基準について、客観的資料等をもとに、原則、同性パートナーを家族として判定します。 |

※LGBT

女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、そして性同一性障害を含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)の人々を意味する頭字。

※PRIDE 指標

任意団体「work with Pride」が 2016 年に日本初の職場における LGBT 等への取組みの評価指標として「PRIDE 指標」を策定。“Policy”(行動宣言)、“Representation”(当事者コミュニティ)、“Inspiration”(啓発活動)、“Development”(人事制度、プログラム)、“Engagement/Empowerment”(社会貢献/渉外活動)の5つの項目で LGBT への施策を評価するもので、総合的に「ゴールド」、「シルバー」、「ブロンズ」の3段階で表彰。

※work with Pride

<http://www.workwithpride.jp/>

※当社グループのダイバーシティ&インクルージョンに向けた取組み

<http://www.dai-ichi-life-hd.com/sustainability/important/initiatives/employee.html#anc01>